

チェーン及びチェーン用部品の製造方法承認試験に関する事項

改正規則等

鋼船規則 L 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

チェーン及びチェーン用部品の製造方法承認試験に関する事項

改正理由

船用材料・機器等の承認及び認定要領においてはアンカーチェーン、操舵用チェーン及び海洋チェーン並びにチェーン用部品及び海洋チェーン用部品（以下、チェーン及びチェーン部品という。）の製造方法承認に関する要件を規定しており、承認試験の一つとして、硬さ試験を全てのチェーン及びチェーン部品に要求している。

当該要件に関し、チェーン及びチェーン部品のうち海洋構造物等に使用するものにあつては一般のものより強度が高い材料を用いるため、過度の高硬度化を防止する目的で、また製造方法として溶接を用いるものにあつては溶接部の品質を適切に確保する目的で製造方法承認試験において硬さ試験の実施が必要であると考えられる。一方、これらを除いたチェーン及びチェーン部品にあつては、十分な実績及び製造技術の進歩に伴う製品の信頼性の向上を踏まえ、本試験を省略しても製品の品質は確保されていると考えられる。

今般、上記の考えに基づき、硬さ試験の適用について関連規定を改めた。

また、チェーン製造所以外で製造される拡大リンク及び端末リンクであつて、溶接により製造される場合の製造方法承認における取扱いを明確にするとともに、一部の要件において、海洋チェーン及び海洋チェーン用部品に関する要件を規定する IACS 統一規則 W22 との整合を図った。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 製造方法承認に関し、海洋チェーンを除くチェーンの母材部及び海洋チェーン用部品を除くチェーン用部品にあつては、本会が適当と認めた場合、硬さ試験を省略することができるよう改めた。
- (2) 製造方法承認に関し、チェーン製造所以外で製造される拡大リンク及び端末リンクであつて、溶接により製造される場合の取扱いを明確にするよう改めた。
- (3) 海洋チェーンに用いるスタッドなしリンクの適用を改めた。